

2009.9.25 「議会議案第7号バイオ安全の神奈川県指針を条例に変更することを求める意見書」

議長（松中健治議員） 日程第23 「議会議案第7号神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針を見直し、条例に変更することを求めることに関する意見書の提出について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

16番（三輪裕美子議員）（登壇）ただいま議題となりました議会議案第7号神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針を見直し、条例に変更することを求めることに関する意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

便宜、文案の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

神奈川県には神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針がある。しかし、この指針には、「バイオテクノロジーにおけるDNA組換えの作業の安全性を確保し、生物材料による環境への影響を未然に防止するため、国等が定めるもののほか、自主的な管理について必要な事項を示し、良好な地域環境の確保を図る。」としか記載されていない。

現在、鎌倉市内には、この指針に基づく届け出が出されている施設が、4カ所確認（P1・P2レベル）されているが、県内には同等レベルまたはそれ以上の施設も多く存在する。しかし、施設の情報には所在地の鎌倉市には伝わっていない。県は施設数さえ把握しておらず、管轄の横須賀三浦県政総合センターに問い合わせるため、情報入手に日数がかかるという状況である。

施設が所在する市はもちろん、施設の敷地がまたがる市、環境への影響が考えられる近隣市への報告が必要である。現在、藤沢市と鎌倉市にまたがる地に武田薬品工業（株）新研究所の建設が予定されているが、この施設内にはP3レベルの実験室の設置が計画されている。神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針には、病原体を扱うときの遵守・配慮事項等の記載はなく、緩やかなものとなっている。このため、多くの住民が不安を感じている。

環境省は環境影響評価制度総合研究会を開催し、事業計画の立案段階での環境評価、生物多様性基本法との関係、住民関与手続のあり方等議論が開始された。一方、県の環境影響評価審査会では、専門家が、法で定めた事項にとどまらず、考え得るバイオハザード防止策を実施すべき、また、武田薬品工業（株）は、市民とのリスクコミュニケーションを行うように県が指導することと述べている。現在の指針だけでは、P3レベルの実験が行われる場合、市民の安心・安全の法的根拠を伴わないため、違反者に対し強制力がない。近隣市への報告の義務づけも含め、条例化することにより、法的拘束力を持たせることが必要である。

よって鎌倉市議会は、市民の安心・安全と生命を守るため、神奈川県に対し、神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針を見直し、条例化することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月25日。鎌倉市議会。

総員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（松中健治議員） これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第7号については、運営委員会の協議もあり、会議規則第44条第3項の規定により、委員会の審査を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議会議案第7号については、委員会の審査を省略することに決しました。

これより討論に入ります。御意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。議会議案第7号神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針を見直し、条例に変更することを求めることに関する意見書の提出についてを採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御賛成の方の挙手を求めます。

(総員挙手)

総員の挙手によりまして、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま議決されました意見書については、議長において関係機関に送付いたしますので、御了承願います。

○

○